

日本人文科学会の調査とのかかわりから証言を求められたが、過去の被害のみならず、「生活破壊」の現状をいかに実証し論証するか。

そのため、昨年来、現地——安中市旧岩野谷村岩井・野殿の被害地

——の実情把握と官庁統計資料の批判的検討をおこなつてきた。本報

告は、その結果まとめた提出資料をもとにしている。

### 三、安中鉱害と農民の「生活破壊」——法廷斗争の論理と実証として——

中央大学 島崎 稔

現在法廷で斗わされている安中鉱害裁判は、東邦亜鉛安中製錬所が昭和十二年、安中市中宿に操業開始して以来、四〇年にわたる鉱害斗争の終結点である。裁判は、原告農民一〇〇余名の損害賠償請求としておこなわれている。つまり、積年にわたる農業生産への継続的被害が累積的に生活の破壊という新たな被害をうんでいる実情にかんがみ、原告農民は、「農業経営、生活破壊」という事実に対する損害を包括的評価して請求しているのである（『農林統計調査』一九七五年六月号）。

報告者は、昭和二九年、日本人文科学会の「近代技術の社会的影響」に関する調査の一環として、東邦亜鉛安中製錬所をめぐる労働争議と鉱害問題の調査に参加した。その報告書『近代鉱工業と地域社会の展開』（昭和三〇年）は、その後の農民斗争に有力な武器として活用されてきたようである。農民たちによつて損害賠償請求として裁判が提起されたのは昭和四七年である。報告者は、かつての

報告者は、昭和二九年、日本人文科学会の「近代技術の社会的影響」に関する調査の一環として、東邦亜鉛安中製錬所をめぐる労働争議と鉱害問題の調査に参加した。その報告書『近代鉱工業と地域社会の展開』（昭和三〇年）は、その後の農民斗争に有力な武器として活用されてきたようである。農民たちによつて損害賠償請求として裁判が提起されたのは昭和四七年である。報告者は、かつての

村研での報告は、このような問題についても、観念的な指摘とし

てではなく、被害地域における農業生産・農民生活の実情把握として、討議に付したいと考えている。